

■ 当院は以下の施設基準に適合するものとして中国四国厚生局長に届出を行っています

施設基準名称	
機能強化加算	ニコチン依存症管理料
医療DX推進体制整備加算	がん治療連携指導料(乳がん)
初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準	がん治療連携指導料(肝がん)
歯科外来診療医療安全対策加算1	肝炎インターフェロン治療計画料
歯科外来診療感染対策加算1	薬剤管理指導料
一般病棟入院基本料	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
療養病棟入院基本料	歯科治療時医療管理料
救急医療管理加算	別添 1 の「第 1 4 の 2 」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援病院
診療録管理体制加算3	在宅患者歯科治療時医療管理料
看護補助加算	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
療養病棟療養環境改善加算 1	検体検査管理加算 (II)
医療安全対策加算 2	C T 撮影及び M R I 撮影
感染対策向上加算3	外来化学療法加算 1
患者サポート体制充実加算	無菌製剤処理料
病棟薬剤業務実施1	脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)
データ提出加算	運動器リハビリテーション料 (I)
入退院支援加算	呼吸器リハビリテーション料 (I)
認知症ケア加算	歯科口腔リハビリテーション料 2
協力対象施設入所者入院加算	C A D / C A M 冠及び C A D / C A M インレー
地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
入院時食事療養費 (I) / 入院時生活療養費 (I)	医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 1 6 に掲げる手術
糖尿病合併症管理料	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
がん性疼痛緩和指導管理料	麻酔管理料 (I)
がん患者指導管理料イ	クラウン・ブリッジ維持管理料
がん患者指導管理料ロ	外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
糖尿病透析予防指導管理料	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
二次性骨折予防継続管理料2	入院ベースアップ評価料
外来腫瘍化学療法診療料 1	

「個別の診療報酬の算定項目の 分かる明細書」の発行について

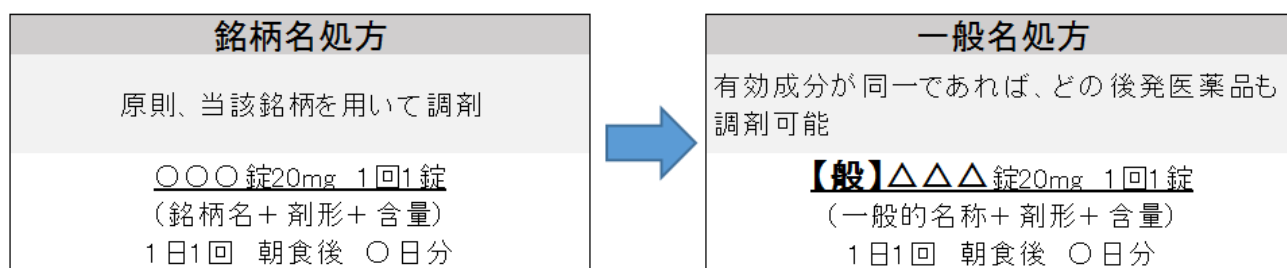
医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、ご希望の方へ診療報酬の算定にかかる明細書を無償にて交付してまいりました。保険制度の改正により平成22年4月からは、原則として全員の患者様に無償交付することとしております。

また、公費負担医療を受給されている患者様で、医療費の自己負担額のない方につきましても、平成30年4月より、無償交付することと致しました。

なお、明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

外来処方箋の 一般名処方について

当院では、医薬品の供給状況を
踏まえた安定的な薬物治療の為に、
一般名処方を行っています。



国の定めた長期収載品をご希望で、医療上の必要性
が認められない場合は選定療養となります。
ご不明な点はお相談ください。

患者のみなさまへ

当院では次の施設基準の届出を行っています。

■歯科点数表の初診料の注 1

■外来診療医療安全対策加算 1

■外来診療感染対策加算 1

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。なお、当院での医療安全及び感染対策に関する取り組みは別紙ご参照ください。

当院では次のような取り組みを行っています。

■歯科訪問診療

歯科医師による訪問診療を行っています。通院が困難な患者さまはご相談ください。

■クラウン・ブリッジ維持管理

装着した冠やブリッジについて維持管理を行っています。気になることがあれば早めにお知らせください。

■歯科疾患管理

かかりつけ歯科として疾患の治療だけでなく、口腔管理・再発予防・重症化予防も行っております。管理計画書を作成し、お渡し時にご説明しますので、気になる点がありましたらお申し出ください。

■義歯を6ヶ月再製作できない取扱い

義歯は製作後、6ヶ月間は新たに作ることはできません。他院で作った場合も同様です。

患者のみなさまへ

歯科口腔外科における 医療安全対策の取組み

当院では安全で良質な医療を提供し、厚生労働省の定める施設基準に適合する病院として届出をしており、以下の感染に対する配慮をはじめ、様々な医療安全に関する指針の整備を行っています。

1. 緊急時における連携保険医療機関は松江記念病院です。
2. 緊急時には電話等により連携保険医療機関に連絡を取り、速やかに対応しています。
3. 緊急時における対策として以下の機器を設置し対応しています。
〔 A E D 〕
4. 院内感染予防対策として、患者様ごとに使用した器具は、洗浄・滅菌処理を行っています。
5. 歯科用吸引装置を設置し、診療中に発生する診療室内の飛沫粉塵の吸引を行っています。
6. その他、医療法に基づく医療安全管理体制を整えています。